

# 富里市地区計画等の案の作成手続に関する条例施行規則

(平成30年2月15日規則第2号)

(趣旨)

第1条 この規則は、富里市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成3年条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前相談)

第2条 申出をしようとする者は、手続を円滑に進めるため、あらかじめ市長へ地区計画等の申出に係る事前相談書（別記第1号様式）を提出し、事前相談を行うものとする。

2 市長は、前項の事前相談があった場合、地区計画等に関する情報提供等に配慮するものとする。

(申出書)

第3条 条例第6条第1項の申出書は、地区計画等に関する都市計画の決定等申出書（別記第2号様式）とする。

2 前項の申出書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 申出に係る地区計画等の対象となる土地の区域を表示する縮尺2,500分の1以上の平面図

(2) 申出の内容について、条例第6条第1項第3号の同意を得たことを証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項に規定する書類の提出部数は、正副2部とする。

(審査事項)

第4条 前条の申出書の審査は、次に定めるところに従い、行うものとする。

(1) 申出の内容が関係法令等に適合し、かつ、市の総合計画及び都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する都市計画に関する基本的な方針に整合し、都市計画運用指針及び市街化調整域における地区計画ガイドラインに示した基準を満たす内容であること。

(2) 申出に係る地区計画等の対象となる土地の区域設定が妥当であること。

(3) 申出の内容が当該申出に係る地区の特性にふさわしい良好な街並みの形成及び維持に寄与するものとなっていること。

(4) その他地区計画等の原案の決定又は変更に必要な事項

(富里市地区計画申出審査委員会)

第5条 条例第6条に規定する申出の内容を審査するため、条例第4条の規定により、富里市地区計画等申出審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。
- 3 委員会に委員長を置き、都市建設部長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、都市計画課長がその職務を代理する。
- 5 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。
- 6 委員会の庶務は、都市計画担当課において処理する。

（申出の決定）

第6条 市長は、条例第6条の規定により申出書の提出があつたときは、当該申出に係る地区計画等に関する都市計画決定若しくは変更又は地区計画等の原案、都市計画の決定又は変更に関する手続を行うか否かの決定をしなければならない。

- 2 市長は前項の決定をしたときは、地区計画等に関する都市計画の決定等申出に対する結果通知書（別記第3号様式）により当該申出者に通知するものとする。

（補則）

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日規則第13号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

委員長	都市建設部長
委員	総務部企画課長 市民経済環境部農政課長 市民経済環境部商工観光課長 都市建設部建設課長 都市建設部都市計画課長 都市建設部上下水道課長 農業委員会事務局長
事務局	都市建設部都市計画課長

別記

第1号様式（第2条関係）

地区計画等の申出に係る事前相談書

年 月 日

富里市長 様

申出者 住 所  
氏 名  
連絡先

㊟

申出概要書

土地の位置	富里市		
土地の区域			
土地の面積			
同意率	所有権		面積
地区計画等の種別	<input type="checkbox"/> 地区計画等に関する都市計画の決定 <input type="checkbox"/> 地区計画等に関する都市計画の変更 <input type="checkbox"/> 地区計画等の原案		
申出する地区計画の内容			
申出の理由			

備考 申出者が法人その他の団体の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。氏名（法人その他の団体の場合は代表者の氏名）自署した場合は、押印は省略できます。

地区計画等に関する都市計画の決定等申出書

富里市長 様

申出者 住 所  
氏 名  
連絡先

㊟

地区計画等に関する都市計画の決定等について、富里市地区計画等の案の作成手続に関する条例施行規則第3条の規定により、次のとおり申出します。

なお、提出書類等については、事実と相違ないことを申し添えます。

申出概要書

土地の位置	富里市
土地の区域	
土地の面積	
地区計画等の種別	<input type="checkbox"/> 地区計画等に関する都市計画の決定 <input type="checkbox"/> 地区計画等に関する都市計画の変更 <input type="checkbox"/> 地区計画等の原案
申出する地区計画の内容	
申出の理由	

備考 「区域」には、申出しようとする区域の地名地番を記載してください。

「申出する地区計画の内容」には、種類ごとに具体的に記載してください。

第3号様式（第6条関係）

年 月 日

地区計画等に関する都市計画の決定等申出に対する結果通知書

様

富里市長



年 月 日付で申出のあった地区計画等に関する都市計画の決定等については、次のとおり決定しましたので、通知します。

土地の位置	富里市
土地の区域	
土地の面積	
地区計画等の種別	<input type="checkbox"/> 地区計画等に関する都市計画の決定 <input type="checkbox"/> 地区計画等に関する都市計画の変更 <input type="checkbox"/> 地区計画等の原案
申出する地区計画の内容	
都市計画決定の別	<input type="checkbox"/> 適当である <input type="checkbox"/> 適当でない
決定の理由等	